

第23回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(水)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(9名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 4番 平田 壽和 5番 後藤 満良

6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

欠 席 委 員 3番 遠藤 愛

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第59号 農地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果について

第 5 報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 報告第61号 非農地証明の結果報告について

第 7 議 第 96号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 8 議 第 97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 10 議 第 99号 農地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、主任 梅津智史、主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第23回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席の届出があった委員は議席3番遠藤愛委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席7番竹田総一委員、議席8番市川 博幸委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、書記については、事務局職員より梅津主任並びに高橋主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第59号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程します。事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第59号、令和6年11月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について。まず所有権の移転ですが、11月申し出件数2件、田 5,426.00 m²、そのうち個人への調整決定件数が2件、田 5,426.00 m²です。所有権移転の合計が2件、田 5,426.00 m²です。これらは川西町農地農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。なお、詳細については後程の農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第60号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

3ページをお開きください。報告第60号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について農地法施行規則第68条の規定により賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年12月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は5件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。(以下、議案書を読み上げる) 以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第61号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 梅津 智史

5ページをご覧ください。報告第61号、非農地証明の結果報告について、申請件数は2件です。

別紙をお開きください。願ひ人●●、土地は大字上小松南田町2362、田、500㎡です。非農地となった時期及び事由については、昭和62年頃に隣接する道路や家ができたころから、農地として利用しておらず、30年以上は現況の利用状況を続けていて今後も農地として利用する計画はない。という事で、現況雑種地となります。調査員の意見として、令和6年12月23日に高橋委員、後藤委員と事務局で現地調査し、申請のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議第96号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

議第96号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請あったので委員会の可否を求める。令和6年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字小松字新町 4244、畑 455㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上今回の申請について、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席6番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号1番について、12月22日に推進委員江口委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から10a対価●●円は妥当だと勸案します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。ご質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第97号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 梅津 智史

7ページをご覧ください。議第97号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は11件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字横堀2040-3、田 6,000 m²、離農、経営規模拡大。

2番●●、●●、大字大塚字鬼神405-1、田 1,847 m²、計田 2筆 1,933 m²、離農、経営規模拡大。

3番●●、●●、大字大塚字前沖367、田 4,277 m²、離農、経営規模拡大。

4番●●、●●、大字大塚字前沖369、田 519 m²、離農、経営規模拡大。

5番●●、●●、大字高豆薙字五百薙619、田 1,216 m²、計田 2筆 15,944 m²、経営規模縮小、経営規模拡大。

6番●●、●●、大字堀金字四ツ段728-1、田 3,155 m²、計田 12筆 32,884 m²、経営規模縮小、経営規模拡大。

7番●●、●●、大字下奥田字樫ノ木原1051-8、田 1,956 m²、計田 9筆 17,543 m²、貸し直し、経営規模拡大。

8番●●、●●、大字吉田字南荒井4442-2、田 311 m²、計田 3筆 1,652 m²、経営規模縮小、経営規模拡大。

9番●●、●●、大字吉田字岩見前-5896-1、田 1,245 m²、計田 2筆 1,447 m²、貸し直し、経営規模拡大。

10番●●、●●、大字尾長島字香坂屋敷4758、田 3,000 m²、計田 2筆 6,003 m²、離農、経営規模拡大。

11番●●、●●、大字下平柳字沼田二1806、田 3,135 m²、計田 2筆 8,964 m²、貸し直し、経営規模拡大。

以上今回の申請について、賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。12月18日に推進委員の嶋貫委員と私で現地調査をして参りました。今回

の申請は、離農、経営規模拡大あります。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断しますのでよろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番から4番の件について、議席4番平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号2番について、12月15日に推進委員菅井委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号3番について、12月15日に推進委員菅井委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号4番について、12月15日に推進委員菅井委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 対価●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に、番号5番の件について、議席6番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号5番について、12月15日に推進員渡部委員が現地調査をしました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から 10a 対価●●円は妥当だと判断します。よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

次に、番号6番及び7番の件について、議席7番竹田総一委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号6番について、12月14日に推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号7番について、12月15日に推進委員安部委員が現地調査をしました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に、番号8番から11番の件について、本職より報告いたします。

番号8番について、12月20日高梨推進委員が現地調査しております。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a 対価●●円は妥当と判断いたします。

番号9番について、12月20日高梨推進委員が現地調査しております。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a 対価●●円は妥当と判断いたします。農地が荒れておりますので減額させていただきました。

番号10番について、12月21日小形推進委員が現地調査しております。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a 対価●●円は妥当と判断いたします。

番号11番について、12月21日小形推進委員が現地調査しております。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a 対価●●円は妥当と判断いたします。よろしく申し上げます。

議長 新野 勝廣

以上、事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

休憩に入ります。

休憩前に戻ります。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第98号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

10ページをご覧ください。議第98号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●●、●●●、大字玉庭字大元3070-1、田、2,405 m²、計田 43 筆 43,734 m²、農業者年金受給継続、借受。

以上今回の申請について、借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。
番号1番の件について、議席8番市川委員より報告願います。

委員 市川 博幸

1番について、12月12日に推進委員高橋委員が現地調査しました。今回の申請は農業者年金受給継続、借受です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第99号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 高橋 秀仁

12ページをご覧ください。議第99号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和6年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。

次のページをご覧ください。所有権移転各筆明細、申請件数は2件です。番号、所有権を設定する者、所有権を移転する土地、所有権の移転を受ける者、10a 対価、備考の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これをもちまして、第23回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年12月25日

川西町農業委員会議長	会長	新野 晴廣
議事録署名委員	7番	竹田 総一
議事録署名委員	8番	市川 博幸